

平成 27 年 12 月 21 日

売渡株主及び売渡株式の登録株式質権者 各位

東京都千代田区岩本町一丁目 3 番 9 号
株式会社白青舎
取締役社長 内田 隆

株式売渡請求の承認に関する公告

当社は、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）第 179 条第 1 項に規定する特別支配株主であるイオンディライト株式会社（以下「イオンディライト」といいます。）から、平成 27 年 12 月 21 日付で、同法第 179 条の 3 第 1 項の規定により株式売渡請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）の通知を受け、平成 27 年 12 月 21 日開催の当社取締役会において本株式売渡請求を承認いたしましたので、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。その後の改正を含みます。）第 161 条第 2 項並びに会社法第 179 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定により公告いたします。

1. 特別支配株主の名称及び住所

名称：イオンディライト株式会社

住所：大阪府大阪市中央区南船場二丁目 3 番 2 号

2. 本株式売渡請求をしない特別支配株主完全子法人

イオンディライトは、同社の特別支配株主完全子法人である環境整備株式会社に対して、本株式売渡請求をしないこととしております。

3. 売渡株主に対して売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項

イオンディライトは、売渡株主に対し、売渡株式の対価（以下「本株式売渡対価」といいます。）として、その保有する当社の普通株式 1 株につき 800 円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

4. 新株予約権売渡請求に関する事項

該当事項はありません。

5. 取得日

平成 28 年 1 月 26 日

6. 本株式売渡請求に係る取引条件

本株式売渡対価は、平成 28 年 3 月 31 日までに、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された売渡株主の住所又は売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付いたします。但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本株式売渡対価の交付についてイオンディライトが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、当該売渡株主に対する本株式売渡対価を支払うものとします。

以上